（船舶安全法施行規則の一部改正）

第二条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

七　前各号に掲げるもののほか、船舶の堪航性及び人命の安全の保持に支障がないものとして告示で定める船舶

（小型船舶登録規則の一部改正）

第三条　小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六　前各号に掲げるもののほか、登録の必要性が乏しいものとして告示で定める船舶

附　則

この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年七月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―二―六五

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一号(2)中「自立訓練部」を「第一自立訓練部、第二自立訓練部」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年七月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―六―八〇

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一第十号(2)中「看護師」の下に「及び准看護師」を加え、同号(4)中「機能訓練課長、生活訓練課長」を「視覚機能訓練課長、生活訓練課長、肢体機能訓練課長」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年七月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―八―三七

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「国立保養所及び国立福祉型障害児入所施設」を「総合相談支援部及び国立保養所」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第六号

平成二十九年歌会始お題「野」の詠進歌の選者は、次の者に定められた。

篠　弘
三枝　昂之
永田　和宏
今野　寿美
内藤　明

平成二十八年七月一日

宮内庁長官　風岡　典之

○国家公安委員会告示第二十七号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第三項の規定により登録した一般社団法人警備員特別講習事業センターから住所及び講習会を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第三十九条第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月一日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

一　一般社団法人警備員特別講習事業センターの住所

(一)　変更前の住所　神奈川県相模原市緑区名倉二千三百十番地

(二)　変更後の住所　東京都新宿区西新宿一丁目二十五番一号新宿センタービル三十二階

二　一般社団法人警備員特別講習事業センターの講習会を行う事務所の所在地

(一)　変更前の講習会を行う事務所の所在地　神奈川県相模原市緑区名倉二千三百十番地

(二)　変更後の講習会を行う事務所の所在地　東京都新宿区西新宿一丁目二十五番一号新宿センタービル三十二階

三　変更の年月日　平成二十八年七月一日

○法務省告示第三百六十二号

千葉県袖ケ浦市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年八月一日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、袖ケ浦市役所又は千葉地方法務局木更津支局に照会すること。

平成二十八年七月一日

法務大臣　岩城　光英

千葉県君津郡**袖**ケ浦市奈良輪二千四百七十六番地

関　新藏

○法務省告示第三百六十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年七月十三日法務省告示第三百六十三号の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月一日

法務大臣　岩城　光英

第二号**中**「平成二十五年七月十三日」を「平成二十八年七月十三日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年七月十三日から施行する。

○法務省告示第三百六十三号

兵庫県姫路市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年八月一日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、姫路市役所又は神戸地方法務局姫路支局に照会すること。

平成二十八年七月一日

法務大臣　岩城　光英

兵庫県飾磨郡飾磨町清水十四番地　大坂　辰藏

○法務省告示第三百六十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十八年七月一日

法務大臣　岩城　光英

さいたま地方法務局所属　髙瀬　一嘉
和歌山地方法務局所属　髙谷　寛
岡山地方法務局所属　次田　和明
松江地方法務局所属　瀧村　剛
大分地方法務局所属　中垣　治夫
大分地方法務局所属　二宮　宏光
金沢地方法務局所属　田邉　豊
福島地方法務局所属　小沼　邦彦
釧路地方法務局所属　木村　俊道
高松法務局所属　泉本　良二